

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 27 年8月5日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500173号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500072号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年12月21日から平成5年8月1日まで

私の年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、平成4年12月21日から平成5年8月1日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は36万円となっているが、請求期間当時、支給されていた報酬は53万円だった記憶がある。同社に確認したところ、B健康保険組合での請求期間の標準報酬月額は53万円であると言われた。

普通預金通帳の写しを提出するので、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

B健康保険組合から提出された健康保険組合加入期間の記録では、請求期間に係る標準報酬月額は53万円となっている。

しかしながら、A社から提出された請求期間に係る請求者の「平成5年分 所得税源泉徴収簿(給与台帳)」及び請求者の普通預金口座で推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額(36万円)よりも高額であるものの、上記所得税源泉徴収簿に記載されている請求期間に係る社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額(36万円)に基づき計算されていることが推認される。

また、A社から提出された請求者の「平成5年・6年・7年分の所得税源泉徴収簿(給与台帳)」を確認したところ、請求期間後においても、請求者が請求している標準報酬月額53万円に基づき計算された保険料額との差額は、請求者の給与から控除されていなかったことがうかがえる。

さらに、請求期間に係るB健康保険組合とオンライン記録の標準報酬月額が相違していることについて、A社は、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を2部作成し健康保険組合と社会保険事務所(当時)にそれぞれ提出していた。健康保険組合及び社会保険事務所に対する訂正届及び保険料の納付に係る資料等は処分してしまったため不明である旨回答している上、B健康保険組合も当時の資料については「保存期限経過のためなし。」と回答しており、当時の状況については確認できない。

加えて、請求者の請求期間におけるオンラインの記録の標準報酬月額に遡って訂正された形跡もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500205号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500073号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA病院における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月1日から昭和61年4月1日まで

年金事務所で年金の記録を確認したところ、A病院に勤務していた期間のうち、請求期間における厚生年金保険被保険者記録がなかった。請求期間は、同病院附属B学院を卒業し、看護師の資格を取得するため、1日おきにC専門学校に通学しながら、同病院に勤務していた。

請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

複数の同僚の陳述により、期間は特定できないものの、請求者が、請求期間当時、C専門学校に通学しながら、A病院に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A病院から提出された請求者に係る人事記録では、「昭和57年4月6日看護助手(非常勤)として採用」、「昭和59年3月31日依願退職」と記載されている上、雇用保険の加入記録も昭和57年4月6日から昭和59年3月31日までとなっていることから、請求期間において請求者は非常勤職員ではなくなっていたことが確認できる。

また、請求者と同様にA病院附属B学院を卒業後、C専門学校に通学しながら、A病院に勤務していたとする同僚についても、A病院附属B学院在籍期間(看護助手の期間)は厚生年金保険の記録があるが、C専門学校に通学した期間は厚生年金保険の記録がない。

さらに、請求者は、請求期間について、看護師の資格を取得するために、1日おきにC専門学校に通学しながら、学校のない日はA病院で勤務していた旨陳述しており、厚生年金保険の被保険者要件を満たしていなかったこともうかがえる。

加えて、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日は、オンライン記録の資格喪失日と一致しており、健康保険被保険者証も昭和59年4月11日に返却していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。